

那珂川市企業誘致可能性調査業務委託 プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

本市は福岡都市圏に近接する立地特性を有するが、一段の土地が無く、計画的かつ積極的な企業誘致が行えていない状況にある。今後の自治体間競争を勝ち抜き「稼ぐ自治体」となるためには、産業集積の形成及び雇用創出の観点からも、産業団地の整備も含めた企業の誘致を検討していく必要がある。また、昨今の物価・人件費の高騰や人口減少が進む社会において、行政サービスを維持向上していくためには、将来にわたって安定的な税収を確保していく必要がある。この点においても企業誘致の実現は有効な手段の一つであると考えらる。

本業務では、本市における地域特性や社会情勢の動向を踏まえつつ、産業団地を整備するにあたっての法規制や自然条件を把握し、新たな産業団地立地の可能性を検討し、産業団地の適地を選定することを目的とし、事業実施に適した事業者を選定するために実施する。

2 調査内容

(1) 企業立地用地の適地調査

適地調査

社会経済情勢と福岡県及び他市の動向分析

法適用条件・自然条件の整理

候補地の選定及び比較

開発計画案の検討

(2) 実現方法の検討

企業誘致に係る課題の整理

民間活力を活用するためのデベロッパー等へのサウンディング調査

企業へのアンケート調査（2,000件以上）

3 業務概要

(1) 委託業務名 那珂川市企業誘致可能性調査業務委託

(2) 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月20日まで

(4) 委託上限額 11,000千円（消費税含む）

4 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税、地方税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、那珂川市から指名停止措置を受けていないこと。

※提案が採用され候補者となった場合も、契約締結の日までに那珂川市から指名停止措置を受けた場合は、契約を締結することができません。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

5 応募手続き及び募集要領等の配付

- (1) 実施スケジュール

項目	日付
① 公募開始	令和8年4月24日（金）
② 質疑書の締め切り	令和8年5月15日（金）12時まで
③ 質疑書の回答	令和8年5月20日（水）
④ 参加表明書の提出	令和8年5月22日（金）17時まで

⑤ 企画提案書等の提出	令和8年6月12日(金) 17時まで
⑥ 書類審査結果・プレゼンテーション審査参加資格通知	令和8年6月19日(金)
⑦ プレゼンテーション審査	令和8年6月24日(水)
⑧ 選定結果の通知	令和8年6月下旬予定
⑨ 優先交渉権者との交渉・契約締結	令和8年7月上旬予定

※ ⑥から⑧については、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。

※ ④の提案書提出事業者が6者以上の場合は、⑦プレゼンテーション審査までに書類審査を行い、プレゼンテーション審査に進む事業者を5者選定する。

※ プレゼンテーション審査開始時間等については、プレゼンテーション審査対象事業者へ個別に連絡を行う。

(2) 仕様書等の入手方法

那珂川市ホームページからダウンロードすること。

(3) 本プロポーザルに関する質疑・回答

① 受付期間

令和8年4月24日(金) から令和8年5月15日(金) 12時まで

※なお、受付期間を過ぎて提出された質疑、指定の様式を用いない質疑、次に定める受付方法以外で提出された質疑は、一切受け付けないものとする。

② 受付方法

公募に関する質疑書(様式3)に質問事項を記載し、事務局宛てに電子メールで提出するものとする。

また、送信時の電子メールタイトルには、「那珂川市企業誘致可能性調査業務委託_プロポーザル質疑書(事業者名)」とし、電子メールを送信した後、事務局に受付確認の電話をすること。

なお、質疑は参加表明に関するもの、提案書等の記載方法及び仕様書、実施要領等の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

③ 回答及び公表

全ての質問を集計のうえ質疑応答書を作成し、5(1)実施スケジュールに記載の期日までに、那珂川市ホームページに掲載する。

④ 事務局

〒811-1224 福岡県那珂川市大字安德702-1

那珂川市 地域振興部 地域戦略課 地域資源活用担当

担当者 羽根・高木

電話 092-408-5220

メールアドレス senryaku@city-nakagawa.fukuoka.jp

(4) 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和8年5月22日（金）17時まで
- ② 提出方法 持参または郵送（提出期限必着）
- ③ 提出先 事務局
- ④ 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書（※様式1）（※共同企業体の場合は様式1-2）

なお、共同企業体で参加の場合は次の書類を提出すること。

- ・ 共同企業体届出書（※様式1-3）
- ・ 共同企業体協定書兼委任状（※様式1-4）

イ 登記簿謄本

ウ 定款

エ 税の滞納がないことの証明（国税、県税、市町村税 各1部ずつ）

オ 消費税及び地方消費税の納税証明

カ 使用印鑑届

キ 暴力団の排除に関する誓約書（※市指定）

ク 企画提案書（A4版縦・横書き・左綴じ、表紙及び目次を除き14ページ以内）

ケ その他

- ・ 事業者、事業の概要がわかるもの
- ・ 直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

※ イからオは、那珂川市指名競争入札参加資格を有する場合は不要。

- ⑤ 提出部数 10部（正本1部、副本9部。ただし、イからキについては1部）

(5) 企画提案書等の提出

プロポーザルへ参加表明を行った事業者は、企画提案書及び価格提案書を提出すること。なお、企画提案書等に関する詳細は、次のとおりとする。

- ① 提出期限 令和8年6月12日（金）17時まで
- ② 提出方法 持参または郵送（提出期限必着）
- ③ 提出先 事務局
- ④ 企画提案書の作成方法

ア 企画提案書は、「A4版縦・横書き・左閉じ」とし、表紙及び目次を除いて14ページ以内にまとめたものとする。

イ 企画提案書には、本業務の方針及び考え方、業務管理体制、類似業務の実績の順に記載すること。

- ⑤ 価格提案書の作成

価格提案書は、業務毎の費用、人工費などについて、単価と工数を記載すること。

- ⑥ 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

6 選定方法等

(1) 審査基準

① 書類審査について

別紙「書類審査基準」のとおり。

② プレゼンテーション審査について

別紙「プレゼンテーション審査基準」のとおり

(2) 書類審査の実施（※参加申込者が6者以上の場合のみ実施。）

提出された企画提案書及びその他提出書類について、審査のうえ、プレゼンテーション審査対象者として5者を選定する。

(3) 書類審査結果の通知

書類審査結果は、応募事業者全員に通知する。

(4) プレゼンテーション審査の実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、書類審査通過者へ別途通知する。

（プレゼンテーションの実施方法）

- ・ 1社の持ち時間は、プレゼンテーションに20分以内、質疑応答に20分以内の計40分以内とする。業務提案内容に基づき、簡潔明瞭な説明を行うこと。なお、追加の資料は一切認めない。ただし、説明者がパソコン等を用いて説明することは可能とする。プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは当市で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。
- ・ 準備時間は5分とする。5分を超えた場合は、その超えた時間をプレゼンテーションの時間から差し引く。また、後片付けは10分とする。質疑応答が終了次第、速やかに片づけを行うこと。

(5) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査基準に基づいて、選定委員の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(6) 候補者の選定方法（※別紙、プレゼンテーション審査基準に基づく）

- ① 失格者を除いた者の内、評価点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、企画提案の得点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ②が複数の場合は企画提案のうち「追加提案」における評価点の合計が最も高い

者を契約の相手方の候補者として選定する。

- ④ ③が複数の場合は価格提案のうち金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ⑤ ①、②にかかわらず、総合点が満点の60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(7) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合
- ④ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- ⑤ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 選定結果の通知・公表

候補者選定後、プレゼンテーション審査参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。通知する内容は下記のとおりとする。

- ・優先交渉権者は、その名称、点数
- ・次点者は、優先交渉権者と次点者の名称、点数
- ・その他の者は、優先交渉権者と次点者の名称、点数と貴社の順位と点数

また、選定結果通知日翌営業日に那珂川市ホームページにおいて公表するものとする。公表する内容は下記のとおりとする。

- ・優先交渉権者について、その名称、点数
- ・次点者について、その名称、点数
- ・その他の者について、点数

8 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と那珂川市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約日までに納付しなければならない。ただし、那珂川市契約規則第34条第1項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することができる。
- (3) 契約代金の前払金については、那珂川市契約規則第45条に基づき3割を超えない範囲で請求することができる。
- (4) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記

載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

9 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは実施する。